保険だより

手続きを忘れないで！国民健康保険の異動手続き

▼どんなときに届け出るの？

国民健康保険に加入している方が会社等の健康保険に加入したときや、会社等を退職し、または扶養から外れたときは、市役所への届け出が必要になります。

▼手続きが遅れると？

国民健康保険の資格は、会社等の健康保険に加入（取得）した日、または離脱（喪失）した日まで遡（さかのぼ）ります。

また保険税も同様に資格の取得・喪失日まで遡りますので、取得手続きが遅れますと、保険証を交付されていない期間にも保険税がかかり、また、喪失手続きが遅れますと不要な税負担をすることになります。さらに医療費の返還を求める場合もあります。

▼必要書類は？

この時期は窓口が大変混み合います。左表の必要書類をご確認のうえ、時間に余裕を持ってお越しいただくようお願いします。本人確認ができる免許証・住基カード・キャッシュカードなども必要です。

▼所得がなくても申告は必要

市・都民税の申告または確定申告はお済みでしょうか。「限度額適用認定証」は、前年の所得（世帯の合算額）で判定されます（7月分医療費までは平成20年中の収入）。

申告が無い世帯は、未申告世帯として上位所得者として見なされますので、前年に所得がなかった方も忘れずに申告を行なってください（申告については課税課市民税係にお問い合わせください）。

問合せ保険年金課保険年金係☎551・1640

届け出の必要な場合	手続きに必要なもの
国民健康保険に加入する	
市内に転入してきたとき	印鑑、転出証明書
会社等の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険の離脱証明書または退職証明書
健康保険の扶養家族でなくなったとき	印鑑、健康保険の離脱証明書または退職証明書
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、通帳（口座番号がわかるもの）、母子手帳
国民健康保険をやめる	
市外へ転出するとき	印鑑、保険証、保険税納税通知書
会社等の健康保険に入ったとき	印鑑、国保・健康保険の保険証（または資格証明書）、保険税納税通知書
健康保険の扶養家族になったとき	印鑑、国保・健康保険の保険証（または資格証明書）、保険税納税通知書
生活保護を受けることになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書、保険税納税通知書
死亡したとき	印鑑、保険証、保険税納税通知書、会葬礼状の写しなど
加入者の内容の変更をする	
住所・世帯主・続柄・氏名などが変わったとき	印鑑、保険証、身分証明書
その他	
長寿（後期高齢者）医療制度の対象となったとき	手続きは不要です。 ※75歳の誕生日までに新しい保険証が送付されます。
保険証を紛失したとき	印鑑、身分証明書
就学のため、学生が親元を離れ市外に転出するとき	印鑑、在学証明書、保険証、転出先の住民票の写し

※届出人の身分証明書（免許証、住基カード、キャッシュカードなど）を必ずお持ちください。
※外国籍の方は、外国人登録カードをお持ちください。
※上記以外に書類が必要な場合があります。

高額医療・高額介護合算療養費制度の申請はお済みですか？

この制度は、健康保険・介護保険の両制度を利用している世帯で、自己負担額が高額になり、基準額を超えた分を支給するものです。今回の対象期間は平成20年4月から21年7月までになります。

勧奨通知が届いた方で、まだ申請をしていない方は申請してください。

※勧奨通知が届かなかった方でも、対象期間中に健康保険等が変わった方（転入、就職、退職、東京都後期高齢者医療保険に加入された方等）で下表の基準額を超えると思われる方は、平成21年7月末日現在加入の健康保険窓口へお問い合わせください。

問合せ保険年金課保険年金係☎551・1640、保険年金課後期高齢医療係☎551・1767、介護福祉課介護保険係☎551・1764

高額医療・高額介護合算療養費制度の基準額　年額:8月～翌7月

所得区分		後期高齢者医療保険＋介護保険	被用者保険または国保＋介護保険（70～74歳の方がいる世帯）	被用者保険または国保＋介護保険（70未満の方がいる世帯）
現役並み所得者（上位所得者）		67万円（89万円）	67万円（89万円）	126万円（168万円）
一般		56万円（75万円）	56万円（75万円）	67万円（89万円）
低所得者（住民税非課税者）	Ⅱ	31万円（41万円）	31万円（41万円）	34万円（45万円）
	Ⅰ	19万円（25万円）	19万円（25万円）	34万円（45万円）

※（　　）内は平成20年4月から21年7月までの16か月分を適用する場合の基準額

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の仮徴収が開始されます

国民健康保険の納税義務者、後期高齢者医療保険加入者で特別徴収（年金からの徴収）となる条件を満たしている方については、支給される年金から納めていただく特別徴収を行なっています。特別徴収対象者は、下表のとおり年6回の年金支給月ごとに納付していただくことになります。

また、平成22年4月から、新たに特別徴収が開始となる方は、次のとおりです。

国民健康保険の納税義務者

平成21年10月1日までに65歳になった世帯主の方で特別徴収となる条件を満たした方。対象の方については、3月上旬に通知を発送しました。

後期高齢者医療保険加入者

平成21年10月1日までに75歳になった方で特別徴収となる条件を満たした方。対象の方については、4月上旬に通知を発送します。

問合せ保険年金課保険年金係☎551・1640、後期高齢医療係☎551・1767

特別徴収【年金からの徴収】					
1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月
【仮徴収】			【本徴収】		
前年度国民健康保険税または後期高齢医療保険料を基に仮算定した年額の6分の1の額			確定した国民健康保険税または後期高齢者医療保険料から仮徴収済額（4月・6月・8月に徴収した額）を差し引いた残額の3分の1の額		

安心・確実!!便利な口座振替で納期内納税!

市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は納期限を過ぎると延滞金（年14.6%）が課されます。

そこで市では、市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付に口座振替をお勧めしています。ご指定の預金口座から各納期限に自動的に振り替えます。納めに行く手間が省け、納め忘れによる延滞金の心配もなく便利です。ぜひご利用ください。

○申込みは簡単

市役所、取扱金融機関窓口でお申し込みください（預金通帳の登録印鑑が必要です）。

市役所（収納課）にお電話をいただければ口座振替依頼書を郵送します。また、市ホームページから用紙をダウンロードすることもできます。

○申込み期日

申込みの1か月半以降の納期限より振替を始められます。今からお申し込みいただければ平成22年度の各税の振替からご利用が可能です。

◆取扱金融機関等

埼玉りそな銀行、中央三井信託銀行、東京都民銀行、東和銀行、東日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行、りそな銀行、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、大東京信用組合、西多摩農業協同組合、東京都信用農業協同組合連合会及び東京都内の各農業協同組合、ゆうちょ銀行・各郵便局

問合せ収納課☎551・1578

温泉施設利用割引券を配布しています

国民健康保険証・後期高齢者医療保険証をお持ちの方へ

問合せ保険年金課保険年金係☎551・1640、後期高齢医療係☎551・1767

対象者国民健康保険被保険者と市内に住所を有する後期高齢者医療被保険者
申請に必要なもの被保険者証、本人確認をできるもの
助成内容下表のとおり申請先市役所1階5番保険年金課

施設名	区分	後期高齢者医療保険助成後料金		国民健康保険助成後料金		備考
数馬の湯 檜原村2430 ☎042・598・6789	大人	終日	400円	終日	400円	月曜定休（祝日の場合は翌日） ※別途入湯税50円（12歳以上）がかかります。
	小学生		200円		200円	
	未就学児		無料		無料	
もえぎの湯 奥多摩町氷川119-1 ☎0428・82・7770	大人	2時間	400円	2時間	400円	月曜定休（祝日の場合は翌日） ※別途入湯税50円（12歳以上）がかかります。
	小学生		200円		200円	
	未就学児		無料		無料	
瀬音の湯 あきる野市乙津565 ☎042・595・2614	大人	2時間	600円	2時間	600円	不定休（施設にご確認ください）
	小学生		200円		200円	
	未就学児		無料		無料	
つるつる温泉 日の出町大久野4718 ☎042・597・1126	大人	3時間	500円	3時間	600円	火曜定休（祝日の場合は翌日）
	小学生		200円		200円	
	未就学児		無料		無料	
梅の湯 青梅市河辺10-8-1 河辺タウンビルＢ5・6階 ☎0428・20・1026	大人	終日 ※特定日は3時間	540円			不定休（施設にご確認ください） ※ナイト料金（午後9時～）の助成は大人のみです。 ※特定日の料金は直接施設にご確認ください。
	3歳以上小学6年生まで		220円			
	3歳未満		無料			

納税は『期限内に!』が合言葉　納め忘れも防げて安心　口座振替のご利用を!